

社 援 発 第 1111002 号
平 成 20 年 11 月 11 日

(最終改正)

社 援 発 0305 第 1 号
令 和 7 年 3 月 5 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長 殿
関 係 団 体 の 長
地 方 厚 生 (支) 局 長

厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

社会福祉士実習演習担当教員講習会及び介護教員講習会の実施について

社会福祉士実習演習担当教員講習会及び介護教員講習会（以下「教員講習会」という。）
については、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ト（４）、社会福祉士
介護福祉士学校指定規則第三条第一号ト（４）及び社会福祉に関する科目を定める省令第
四条第二号ニに規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成 20 年厚生労働省告示第 516
号）及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第五条第六号及び社会福祉士介護福祉士
学校指定規則第五条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成 13 年厚生労働

省告示第 241 号) (以下「基準告示」という。) により定められているところであるが、さらに具体的な運用基準を示すため、今般、別添 1 のとおり社会福祉士実習演習担当教員講習会実施要領を、別添 2 のとおり介護教員講習会実施要領を定め、教員講習会の実施に当たっては、基準告示によるほか、これらの要領によることとし、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとしたので参考までに通知する。

なお、「介護教員講習会の実施について」(平成 13 年 8 月 16 日付け社援発第 1430 号厚生労働省社会・援護局長通知) については、廃止する。

別添 1

社会福祉士実習演習担当教員講習会実施要領

1. 講習会の実施主体

講習会の実施主体は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ト（４）、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ト（４）及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第二号ニに規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成 20 年厚生労働省告示第 516 号。以下「基準告示」という。）別表に定めるすべての科目について講習を行うことができる法人であって、同表に定める内容以上の講習会を適切に行うことができるものとする。

2. 講習会実施の届出

（１）講習会の実施者は、毎年度、講習会の実施前に、当該講習会を実施する地の都道府県を所管する地方厚生（支）局長へ様式 1 による届出書を届け出ること。ただし、複数の都道府県で講習会を実施する場合にあっては、当該講習会を実施する法人の住所を所管する地方厚生（支）局長へ届け出ること。

（２）講習会の実施者は、当該講習会の修了後、速やかに様式 2 による講習会修了者名簿を地方厚生（支）局長へ届け出ること。

なお、実施者の側にあっても、受講生からの事後的な照会等に対応できるよう、講習会修了者名簿を適切に管理しておくこと。

（３）講習会を廃止する場合にあっては、廃止の事前に、その旨を速やかに届け出ること。

3. 講習会の内容

（１）講習会の具体的な内容は、次表の内容以上とすること。

また、講習会の実施者がこれらの内容すべてを実施する必要があること。

分野	科目名	授業形式	時間数	内容
基礎分野	社会福祉論	講義	1.5	1. 社会福祉士の業務・役割と意義 2. ソーシャルワークの概念と範囲

				<ul style="list-style-type: none"> 3. ソーシャルワークの理念 4. ソーシャルワークにおける権利擁護の意義
	ソーシャルワークの基盤と専門職	講義	1.5	<ul style="list-style-type: none"> 1. ソーシャルワークに係る専門職の概念と範囲 2. 専門職倫理と倫理的ジレンマ 3. 総合的かつ包括的な援助と多職種連携（チームアプローチを含む）の意義
	ソーシャルワークの理論と方法	講義	3	<ul style="list-style-type: none"> 1. 人と環境の相互作用 2. ソーシャルワークの対象 3. 様々な実践モデルとアプローチ 4. ソーシャルワークの過程 5. ソーシャルワークにおける援助関係 6. ソーシャルワークのための面接技術 7. ケースマネジメント 8. アウトリーチ 9. ソーシャルワークにおける社会資源の活用・調整・開発
	小計		6	
演習分野	ソーシャルワーク演習概論	講義	1.5	<ul style="list-style-type: none"> 1. ソーシャルワーク演習の構成と内容 2. 演習の基礎知識の共通理解
	ソーシャルワーク演習方法論Ⅰ	講義	2	<ul style="list-style-type: none"> 1. シラバスの作り方 2. 評価方法の理解
		演習	4	<ul style="list-style-type: none"> 1. シラバス作成の実際 2. 学生指導と評価の実際
	ソーシャルワーク演習方法論Ⅱ	講義	2	演習方法の概要
		演習	4	「相談事例」を活用した総合的かつ包括的なソーシャルワーク実践の実際
	ソーシャルワーク演習方法論Ⅲ	講義	2	演習教材の概要
		演習	4	「地域」で活用される相談援助技術の実際
グループを活	講義	3	1. グループワークの理論	

	用した効果的な演習教育			2. グループワークを活用した演習の進め方 3. 演習展開における課題
	小 計		22.5	
実習分野	実習指導概論	講義	1.5	1. 実習指導の意味と目標 2. 実習担当教員に求められる力量 3. 本科目の構成と内容
	実習指導方法 論Ⅰ	講義	2	1. 実習教育マネジメントの意味と対象 2. 実習担当教員の役割
		演習	4	1. 実習教育マネジメントの現状と組織の課題 2. 実習担当教員のマネジメント力量の向上
	実習指導方法 論Ⅱ	講義	2	ソーシャルワーク実習指導の内容
		演習	4	ソーシャルワーク実習指導の方法
	実習指導方法 論Ⅲ	講義	2	実習教育スーパービジョンの概要
		演習	4	実習教育スーパービジョンの実際
	実習指導方法 論Ⅳ	講義	1.5	実習評価の意味と方法
		演習	1.5	実習評価票の仕組みと評価基準及び評価方法
	小 計		22.5	
合 計		51		

(2) 科目名については、他の科目名で開講することも差し支えないが、その場合も含め、少なくとも講習会の開催要綱等において(1)の表に定める内容が全て含まれている必要があること。

(3) 教員の担当科目ごとにそれぞれ受講すべき科目は次のとおりであること。

ア ソーシャルワーク演習等(相談援助演習、ソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク演習(専門)をいう。)、ソーシャルワーク実習指導等(相談援助実習及びソーシャルワーク実習指導をいう。)及びソーシャルワーク実習等(相談援助実習及びソーシャルワーク実習をいう。)を全て担当する場合

(1)の表に掲げる全ての科目

イ ソーシャルワーク演習等のみを担当する場合

(1)の表中、基礎分野及び演習分野に掲げる科目

ウ ソーシャルワーク実習指導等又はソーシャルワーク実習等を担当する場合

(1) の表中、基礎分野及び実習分野に掲げる科目

(4) (3) の規定にかかわらず、次のア又はイに該当する場合には、それぞれに掲げるとおりとすることができること。

ア 社会福祉士の資格を有する者が講習会を受講する場合

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ト(4)、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ト(4)及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第二号ニに規定する厚生労働大臣が別に定める者(平成20年厚生労働省告示第517号)に基づき、基礎分野を受講しないことができるものであること。

イ 講習会の講師として1又は複数の科目を担当した経験を有するものであって、当該講師が講習会を受講する場合

講習会の実施者は、当該講師が担当した1又は複数の科目について、当該講師が当該科目を当該講習会において履修したものとして認定することができるものであること。

4. 講習会の講師

講習会の講師は、次のいずれかに該当する者であることが望ましいこと。

- (1) 学校教育法に基づく大学、大学院又は短期大学の教授、准教授、助教又は講師として5年以上の教歴を有する者
- (2) 社会福祉士養成施設又は社会福祉士学校の専任教員として5年以上の教歴を有する者
- (3) 社会福祉士の資格取得後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

5. 講習会の施設設備

講習会の実施者は、当該講習会の実施期間中専用に利用できる教室を確保すること。

また、演習を行うための演習室を確保できることが望ましいこと。

6. 講習会の開講時期及び開講パターン

講習会の実施者は、現に就労している受講者が円滑に講習会を受講することができるよう、開講時期について、夏期休暇又は冬期休暇等を活用した集中的な実施や複数の時

期に分割した実施とし、また、開講パターンについて、平日・昼間の開講に限らず、休日・夜間に開講するなど、受講者の便宜に配慮した工夫を行うこと。

7. その他

実施主体、会場、主たる事務所の所在地及び電話番号等の講習会の実施に係る届出の内容については、地方厚生（支）局ホームページにおいて公表することとしていること。

なお、講習会の実施者は、地方厚生（支）局の求めに応じて、必要な書類を提出すること。

様式 1

社会福祉士実習演習担当教員講習会実施届出書

講習会の名称				
実施主体の名称				
実施主体の主たる事務所の所在地等	電話番号：			
講習会を実施する会場の所在地（都道府県単位）				
開 講 期 間		受 講 定 員		
講 習 会 の 内 容				
科目名	授業形式	開講科目名	開講時間数	担当講師の氏名
社会福祉士論	講義			
ソーシャルワークの基盤と専門職	講義			
ソーシャルワークの理論と方法	講義			
ソーシャルワーク演習概論	講義			
ソーシャルワーク演習方法論Ⅰ	講義			
	演習			
ソーシャルワーク演習方法論Ⅱ	講義			
	演習			
ソーシャルワーク演習方法論Ⅲ	講義			
	演習			
グループを活用した効果的な演習教育	講義			
実習指導概論	講義			
実習指導方法論Ⅰ	講義			
	演習			
実習指導方法論Ⅱ	講義			
	演習			
実習指導方法論Ⅲ	講義			
	演習			
実習指導方法論Ⅳ	講義			
	演習			

(注) 開催要綱等、講習会の内容がわかる資料を添付すること。

当講習会の内容は、上記のとおりです。

令和 年 月 日

法人・機関名： _____

法人・機関代表者氏名： _____

別添 2

介護教員講習会実施要領

1. 講習会の実施主体

講習会の実施主体は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第五条第六号及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第五条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成 13 年厚生労働省告示第 241 号。以下「基準告示」という。）別表に定めるすべての科目について講習を行うことができる法人であって、同表に定める内容以上の講習会を適切に行うことができるものとする。

2. 講習会実施の届出

(1) 講習会の実施者は、毎年度、講習会の実施前に、当該講習会を実施する地の都道府県を所管する地方厚生（支）局長へ様式 1 による届出書を届け出ること。ただし、複数の都道府県で講習会を実施する場合にあっては、当該講習会を実施する法人の住所を所管する地方厚生（支）局長へ届け出ること。

(2) 講習会の実施者は、当該講習会の修了後、速やかに様式 2 による講習会修了者名簿を地方厚生（支）局長へ届け出ること。

なお、実施者の側にあっても、受講者からの事後的な照会等に対応できるよう、講習会修了者名簿を適切に管理しておくこと。

(3) 講習会を廃止する場合にあっては、廃止の事前に、その旨を速やかに届け出ること。

3. 講習会の内容

(1) 講習会の目標

講習会は、以下 3 種の能力を養うものとして、実施されるものとする。

能力	内容
介護福祉士養成教育の基礎となる能力	・教員としての責務を自覚し、学生を尊重し、個々の状況に応じて対応する力を養う。
介護福祉士養成教育を展開する能力	・介護福祉士養成カリキュラムを理解し、科目の特性や学習内容に合わせて授業を展開する力を養う。 ・介護実習の意義を理解し、養成校と実習施設・事業所と連携した実習を展開する力を養う。

介護福祉士養成教育の中で研鑽する能力	・自ら研鑽し、介護福祉士養成教育を追求する力を養う。
--------------------	----------------------------

(2) 講習会の具体的な内容は、次表の内容以上とすること。

また、講習会の実施者がこれらの内容すべてを実施する必要があること。

分野		科目	時間数
基礎分野	介護福祉の基盤強化	社会福祉学、生活学、人間関係論、心理学、哲学、倫理学、法学のうちいずれか2科目	各 30 計 60
専門基礎分野	教育の基盤	教育学、教育方法、教育心理及び教育評価の4科目すべて	計 90
専門分野	介護福祉士養成教育の基礎	介護福祉学	30
		介護教育方法	30
		学生指導方法	15
	介護福祉士養成教育の展開	介護総合演習及び実習指導方法	15
		介護過程の指導方法	15
		コミュニケーション技術の指導方法	15
介護福祉士養成教育の研鑽	研究基礎と倫理	30	
	計		150
合計			300

なお、専門基礎分野及び専門分野の各科目に係る科目修了時の到達目標と講義に含むべき項目は次表のとおりであるので、具体的な教育内容の検討に当たっては、これらに十分留意すること。

【専門基礎分野】

科目	科目修了時の到達目標	講義に含むべき項目
教育学	教育の意義、目的及び子ども家庭福祉等のかかわりについて理解するとともに、教育の思想や歴史、制度、実践等、教育に関する基礎的な理論について理解する。さらに、生涯学習社会に	1. 教育の意義、目的及び子ども家庭福祉等との関連性 2. 教育の思想と歴史的変遷 3. 教育の制度 4. 教育の実践

	<p>における教育の現状と課題について理解する。</p>	<p>5. 生涯学習社会における教育の現状と課題</p>
<p>教育方法</p>	<p>これからの社会に求められる資質・能力を育成するために必要な教育方法、教育技術、情報機器及び教材の活用に関する基礎的な知識・技能を理解し、学んだことを介護福祉士養成教育にかす態度と具体的な方法を身に付ける。</p>	<p>1. 教育方法の基礎的理論と実践の歴史</p> <p>2. 授業の目標と授業展開のあり方</p> <p>3. 教育方法の原理と実践技術（教授方法・教材研究・授業研究）</p> <p>4. これからの教育方法のあり方</p> <p>5. 情報機器を活用した指導法と適切な教材の作成・活用の仕方</p> <p>6. 具体的な指導案の書き方・作成</p>
<p>教育心理</p>	<p>学生の多様化に伴い、教育心理学視点からの学生理解、特に青年期の心理臨床的問題への支援について学ぶ。また、自身のメンタルヘルスについても考えていく。</p>	<p>1. 教育心理学の理論と方法</p> <p>2. 教育と発達（青年期を中心に）</p> <p>3. 学ぶ意欲</p> <p>4. 青年期の心理臨床的問題と支援（発達障害、うつ、パーソナリティ障害、PTSD、不登校、ひきこもり、自死他）</p> <p>5. 教員のメンタルヘルス</p>
<p>教育評価</p>	<p>教育評価の概要（意義・目的等）や教育評価・学習評価の方法、統計を用いた教育評価の基礎等について理解し、学んだことを介護福祉士養成教育にかす態度と具体的な方法を身に付ける。</p>	<p>1. 教育評価の意義と役割</p> <p>2. 教育評価の視点と評価の方法</p> <p>3. 学習評価の方法と留意点</p> <p>4. 評価から授業改善への展開</p>

【専門分野】

科目	科目修了時の到達目標	講義に含むべき項目
介護福祉学	<p>介護の歴史や介護問題の背景、介護福祉士に求められる社会的役割を確認するとともに、今日の介護福祉士養成教育の目指すべき内容や課題を考える。さらに、自己の介護福祉、介護福祉士養成教育に対する考えを深化させる。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現代の介護問題と介護福祉士の存在意義（介護福祉の歴史、少子高齢社会と家族形態、家族機能の変化、社会福祉分野からの問題提起、社会福祉士及び介護福祉士法成立と介護福祉士養成教育、介護保険と介護福祉士養成教育、「2015年の高齢者介護」の下での、介護福祉士のあり方と養成プロセスの見直し、2025年に向けた介護人材の確保と介護福祉士養成教育） 2. 介護福祉士の生活支援を支える人権・福祉理念 3. ヒューマンサービスとしての介護福祉士の専門性と倫理性 4. 介護実践を支えるチームマネジメントと多職種連携・協働 5. 地域を意識した生活支援の展開と地域包括ケア
介護教育方法	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職養成の特徴を理解し、介護福祉士養成カリキュラムにそった教育ができる。 ・科目の特性を理解し、科目や学生の状況にあわせて授業展開ができる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護福祉教育の全体構造 2. 教材研究の方法（「教育に含むべき事項」と背景となる学問領域の理解） 3. 授業設計と指導案の作成方法 4. 模擬授業と授業改善の視点 5. 修得度評価の方法
学生指導方法	<p>学生を尊重し、学ぶ意欲や学生の成長を促す学生指導の基本を修得する。関係者と連携、協力しながら学生指導をする重要性を理解し、その方法を修得する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学生の主体性と成長を支援する学生指導の役割 2. 社会の変化と多様な生活背景を持つ学生の理解 3. 学生が抱える様々な悩みと、その背景の理解 4. 学生の生活状況の背景とその理解 5. 学生指導に必要な学内外の関係者との協働・連携の視点

<p>介護総合演習及び実習指導方法</p>	<p>介護福祉士養成教育における実習の意義及び実習指導に当たる教員・実習指導者の役割を理解し、効果的な実習指導方法を修得する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護福祉士養成教育のまとめとしての介護総合演習の役割 2. 介護福祉士養成課程における介護実習の位置づけ 3. 介護実習への動機づけの方法 4. 学内での学びから実習につなげる様々な方法（講義・演習） 5. 実習指導者との連携 6. 実習巡回における学生指導事例検討とカンファレンスの運営方法 7. 実習を振り返り、実習から学ぶ様々な演習技法
<p>介護過程の指導方法</p>	<p>介護過程が全ての学習における中核的科目であることを理解し、体系的に介護過程の授業展開ができる。介護過程を指導する上での授業上の工夫、多様な授業展開の方法を修得する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護過程の基本理解 2. 介護過程の意義・目的と基礎理解 3. 介護過程の構造と構成要素 4. 介護過程とケアマネジメント 5. 介護過程の展開における ICF（国際生活機能分類）の視点 6. 介護過程のプロセスにおける教授方法 7. 介護実習における介護過程の展開 8. 学生にとっての効果的な学習方法（フォーマットの開発・指導方法）
<p>コミュニケーション技術の指導方法</p>	<p>学生が介護実践にむけたコミュニケーション技術を学べるよう、介護教員として介護福祉士養成課程におけるコミュニケーションの目的を理解し、その授業の展開方法を修得する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護福祉士養成課程におけるコミュニケーション技術の位置づけ 2. コミュニケーション理論と実際 3. 介護福祉士に求められるコミュニケーション（介護福祉士に必要なコミュニケーション、利用者本位のサービスと利用者・家族の状況に応じたコミュニケーション技術、障害の特性に応じたコミュニケーション、介護福祉チーム連携のためのコミュニケーション、専門職間の連携とコミュニケーション） 4. 教授方法の工夫（展開）例
<p>研究基礎と倫理</p>	<p>介護教員として求められる教員研究を理解し、自らの教育実践や介護福祉の発展（一般化・理論化・概</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護福祉分野における研究と倫理 2. 介護教員として求められる研究の重要性

	<p>念化)に寄与できるエビデンスに基づいた精度の高い研究をしていくための、研究基礎力を習得する。</p>	<p>3. 研究の意義、研究の成果 4. 研究の種類・方法・過程 5. 研究計画の立案 6. 研究活動の実施 7. 研究発表資料の作成と発表</p>
--	---	--

(3) 講習会の実施に当たっては、科目ごとの教育内容について一貫性及び統一性が確保され、効果的な授業の運営が行われるよう配慮すること。

4. 講習会の評価

講習会の実施者は、あらかじめ講習会の評価計画を策定し、講習会の修了後、当該計画に基づき、実施した講習会の内容について評価を行うこと。

- (1) 評価にあたっては、受講生による評価結果を踏まえた講習会の運営に関して評価すること。評価内容には、講師の選定、講師との連携、受講者の管理、授業評価について含むこと。
- (2) 講習会の実施者は、評価計画及び評価結果を少なくとも5年は適切に管理しておくこと。
- (3) 講習会の実施者は、運営に関する評価結果を実施者ホームページ等で公表するよう努めること。

5. 講習会の講師等

(1) 講習会の講師は、次のいずれかに該当する者であること。

ただし、専門分野については次のいずれにも該当する者であること。

ア 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）の教授、准教授、助教またはは講師として5年以上の経験を有する者

イ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号から第3号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設の専任教員として5年以上の経験を有する者

(2) 講習会には、基礎分野、専門基礎分野及び専門分野の全般にわたる教育内容の編成の総合調整や講習会実施後の教育内容の評価を適切に行う能力を有する教育内容編成主任を置くこと。なお、教育内容編成主任は、(1)のイに該当する者であるこ

と。

また、教育内容編成主任は、教育内容の評価を適切に行うことが求められることから、講師とは別に置くこと。ただし、基礎分野、専門基礎分野及び専門分野で各1名ずつ講師を配置している場合は、兼務することも差し支えない。

6. 講習会の施設設備

講習会の実施者は、当該講習会の実施期間中専用に利用できる教室を確保すること。また、演習を行うための演習室を確保できることが望ましいこと。

7. 講習会の開講時期及び開講パターン

講習会の実施者は、現に介護教員として就労している受講者が円滑に講習会を受講できるよう、開講時期について、夏期休暇又は冬期休暇等を活用した集中的な実施や複数の時期に分割した実施とし、また、開講パターンについて、平日・昼間の開講に限らず、休日・夜間に開講するなど、受講者の便宜に配慮した工夫を行うこと。

8. 科目の修得度評価の考え方

各科目の評価は、教員としての基礎的能力を獲得できたかという観点から評価することが重要である。

そのため、修得度評価にあたっては、出席時間数の評価に加え、次の事項に留意すること。

ア 各科目修了時の到達目標に照らし、その到達度について受講者の学習結果をもとに行うこと。

イ 評価の基準として、下記を参考に客観的な評価ができる要件を設定すること。

- A 目標は十分達成している
- B 目標は達成している
- C 目標は一応達成しているが努力を要する
- D 目標は達成していない

9. 科目履修認定の特例等

(1) 講習会の実施者は、原則として基礎分野又は専門基礎分野に限り、受講生からの申

請に基づき、履修科目の教育内容を当該講習会の教育内容に照らし、当該講習会における教育内容に相当すると認められる場合は、当該講習会における履修に替わるものとして認定することができる。

(2) 講習会の講師として1又は複数の科目を担当した経験を有するものであって、当該講師が講習会を受講する場合にあっては、講習会の実施者は、当該講師が担当した1又は複数の科目について、当該講師が当該科目を当該講習会において履修したものと認定することができる。

(3) 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第五条第六号及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第五条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める者（平成13年厚生労働省告示第242号。以下「免除告示」という。）第5号に規定する「厚生労働大臣が認める者」には、「平成15年4月1日において介護福祉士養成施設における介護に係る科目の専任教員としての教育歴が10年以上になっている者であって、大学、大学院又は短期大学その他これに準ずる学校等において教育研究上の業績があると認められるもの」が含まれる。

なお、講習会の課程の全部の履修が免除される者に該当するかどうか疑義がある場合にあっては、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知）別添2の「介護福祉士等養成施設の設置及び運営に係る指針」に定める専任教員に関する調書及び履歴書を添えて、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課に書面により照会すること。

10. その他

実施主体、会場、主たる事務所の所在地及び電話番号等の講習会の実施に係る届出の内容については、地方厚生（支）局ホームページにおいて公表することとしていること。

なお、講習会の実施者は、地方厚生（支）局の求めに応じて、必要な書類を提出すること。

11. 経過措置

(1) 平成21年3月31日以前に「介護教員講習会の実施について」（平成13年8月

16日付け社援発第1430号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき実施された講習会を受講した者については、本通知に基づき実施された講習会を受講した者とみなすことができるものであること。

(2) 5(1)に定める講師および(2)に定める教育内容編成主任にかかる要件については、令和8年度から適用し、令和7年度においては、なお従前の例による。

(3) 令和6年度以前の介護教員講習会において、次表の左欄に掲げる科目を修めた者は、3(2)に掲げる令和7年度以降の介護教員講習会の科目のうち、それぞれ次表の右欄に掲げる科目を修めたものとみなす。

令和6年度以前に修めた科目	令和7年度以降に修めたとみなす科目
学生指導・カウンセリング	学生指導方法
実習指導方法	介護総合演習及び実習指導方法
介護過程の展開方法	介護過程の指導方法
コミュニケーション技術	コミュニケーション技術の指導方法
研究方法	研究基礎と倫理

様式 1

介護教員講習会実施届出書

講習会の名称			
実施主体の名称			
実施主体の主たる事務所の所在地等	電話番号：		
講習会を実施する会場の所在地（都道府県単位）			
開講期間	受講定員		
教育内容編成主任の氏名			
講習会の内容			
	科 目	開講時間数	担当講師の氏名
基礎分野	社会福祉学		
	生活学		
	人間関係論		
	心理学		
	哲学		
	倫理学		
	法学		
専門基礎分野	教育学		
	教育方法		
	教育心理		
	教育評価		
専門分野	介護福祉学		
	介護教育方法		
	学生指導方法		
	介護総合演習及び実習指導方法		
	介護過程の指導方法		
	コミュニケーション技術の指導方法		
	研究基礎と倫理		

(注1) 開催要綱等、講習会の内容がわかる資料を添付すること。

(注2) 基礎分野において開講しない科目がある場合は、その開講時間数の欄に×印を付すこと。

当講習会の内容は、上記のとおりです。

令和 年 月 日

法人・機関名： _____

法人・機関代表者氏名： _____

